

## 綾瀬市児童・生徒腎臓病検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条第1項の規定に基づき、綾瀬市立の小学校及び中学校の児童又は生徒(以下「児童等」という。)を対象とし、腎臓病疾患の早期発見とその事後措置及び管理指導の徹底を図るために行う検査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (検査機関)

第2条 検査機関は市が契約した医療機関とする。

### (検査内容等)

第3条 検査は、児童等を対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容の検査を実施する。ただし、第一次検査で精密検査が必要となった者に第二次検査を実施し、第二次検査で精密検査が必要となった者に第三次検査を実施する。

- (1) 第一次検査 蛋白・潜血・糖(試験紙法)
- (2) 第二次検査 蛋白・潜血(試験紙法)・必要に応じ沈査顕微鏡検査
- (3) 第三次検査 問診・尿検査・血液検査・血清検査・尿中蛋白・クレアチニン比・その他必要と認める検査

### (判定)

第4条 判定委員会委員は、専門医及び各学校医で構成する。

- 2 判定委員会は年2回開催する。
- 3 座長は委員の互選により決定する。
- 4 座長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 判定委員会は、医療機関から提出のあった第三次検査票の結果により腎臓病管理指導表の区分により判定する。
  - (1) 医療面からの区分は「1 要医療」、「2 要観察」、「3 普通」
  - (2) 学校生活規制面からの区分は「A 登校禁止」、「B 要制限」、「C 要養護」、「D 要注意」、「E 普通生活」とする。

### (事後措置及び管理指導)

第5条 教育委員会は、判定委員会の結果に基づき学校及び保護者へ必要な措置をとるよう指示し、当該指示を受けた学校及び保護者は学校医と密接な連絡を保ち、児童等の健康管理を行う。

(庶務)

第6条 検査及び判定委員会の庶務は、児童・生徒腎臓病検査実施所管課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。